

議案第 47 号
議決第 号

附属機関の書面による審議に伴う関係条例の整備等に関する条例の件

附属機関の書面による審議に伴う関係条例の整備等に関する条例を制定したい。よって、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和 4 年 6 月 14 日提出
始良市長 湯元 敏浩

附属機関の書面による審議に伴う関係条例の整備等に関する条例

(始良市行政改革推進委員会条例の一部改正)

第 1 条 始良市行政改革推進委員会条例(平成 22 年始良市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(書面による審議)

第 6 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第 3 項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の半数以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第 1 項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

第 7 条中「庁舎建設課」を「財政課」に改める。

(始良市男女共同参画推進条例の一部改正)

第 2 条 始良市男女共同参画推進条例(平成 22 年始良市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「2 年」を「委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第 18 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(書面による審議)

第 18 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第 4 項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の半数以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第 1 項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市安全・安心まちづくり条例の一部改正)

第 3 条 始良市安全・安心まちづくり条例（平成 22 年始良市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 項中「2 年」を「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第 11 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

(書面による審議)

第 11 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第 3 項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の 2 分の 1 以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第 1 項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 4 条 始良市特別職報酬等審議会条例（平成 22 年始良市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第 5 条第 2 項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、「会議を」を「これを」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(書面による審議)

第 5 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない

事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 書面による審議における会議は、委員の過半数が当該書面による審議に参加し、意見を述べたことをもって成立したものとみなす。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市健康づくり審議会条例の一部改正)

第5条 始良市健康づくり審議会条例(平成22年始良市条例第111号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年」を「委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第6条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第3項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の半数以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市衛生処理場環境保全対策委員会条例の一部改正)

第6条 始良市衛生処理場環境保全対策委員会条例(平成22年始良市条例第124号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年間」を「委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第5項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第6項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市一般廃棄物(ごみ)処理施設等環境保全対策委員会条例の一部改正)

第7条 始良市一般廃棄物(ごみ)処理施設等環境保全対策委員会条例(平成22年始良市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年間」を「委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第6条第5項中「会議」の次に「を」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第5項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第6項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正)

第8条 始良市農業振興地域整備促進協議会条例(平成22年始良市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年」を「委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第3項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の2分の1以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにそ

の結果を委員に報告しなければならない。

(始良市営土地改良事業評価委員会条例の一部改正)

第9条 始良市営土地改良事業評価委員会条例（平成22年始良市条例第147号）

の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第7条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他やむを得ない理由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第2項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の半数以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市営土地改良事業換地委員会条例の一部改正)

第10条 始良市営土地改良事業換地委員会条例（平成22年始良市条例第148号）

の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第7条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他やむを得ない理由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第2項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の半数以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半

数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市観光開発審議会条例の一部改正)

第11条 始良市観光開発審議会条例(平成22年始良市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「任命」を「委嘱」に改める。

第4条第1項中「2年」を「委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市都市計画審議会条例の一部改正)

第12条 始良市都市計画審議会条例(平成22年始良市条例第167号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第7条第2項中「及び議事に関係のある臨時委員」を「(議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。)」に改め、同条第3項中「及び議事に関係のある臨時委員」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第7条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の2分の1以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市住居表示審議会条例の一部改正)

第13条 始良市住居表示審議会条例(平成22年始良市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年」を「任命日から当該任命日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第3項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市国民保護協議会条例の一部改正)

第14条 始良市国民保護協議会条例(平成22年始良市条例第184号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「この条において」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第4条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市立小中学校区審議会条例の一部改正)

第15条 始良市立小中学校区審議会条例(平成22年始良市条例第191号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「教育委員会が」の次に「委嘱し、又は」を追加する。

第4条中「1年」を「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、教育委員会が招集する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の半数以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市立学校給食センター運営委員会条例の一部改正)

第16条 始良市立学校給食センター運営委員会条例（平成22年始良市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、会長が定められていない場合は、教育委員会が招集する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第3項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の2分の1以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市社会教育委員条例の一部改正)

第17条 始良市社会教育委員条例（平成22年始良市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「2年」を「委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末ま

で」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第7条の2 前条第2項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 書面による審議における会議は、委員の2分の1以上が当該書面による審議に参加し、意見を述べたことをもって成立したものとみなす。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市青少年問題協議会条例の一部改正)

第18条 始良市青少年問題協議会条例(平成22年始良市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「2年」を「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第5条第2項中「この条において」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第5条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の2分の1以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市公民館条例の一部改正)

第19条 始良市公民館条例(平成22年始良市条例第201号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「2年」を「委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第10条中「会議」の次に「(以下「会議」という。)」を加え、「教育委員会」を「教育長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

第10条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第 10 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 書面による審議における会議は、委員の 2 分の 1 以上が当該書面による審議に参加し、意見を述べたことをもって成立したものとみなす。

3 第 1 項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市立図書館協議会条例の一部改正)

第 20 条 始良市立図書館協議会条例（平成 22 年始良市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「2 年」を「任命日から当該任命日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、教育委員会が招集する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(書面による審議)

第 6 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第 3 項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の 2 分の 1 以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第 1 項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市文化財保護審議会条例の一部改正)

第 21 条 始良市文化財保護審議会条例（平成 22 年始良市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「教育委員会が」の次に「委嘱し、又は」を加える。

第 4 条第 1 項中「2 年」を「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、教育委員会が招集する。

第 6 条第 2 項中「この条において」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(書面による審議)

第 6 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があ

ると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市総合計画審議会条例の一部改正)

第22条 始良市総合計画審議会条例（平成22年始良市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「30人」を「20人」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第4条第1項中「2年」を「委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第7条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第7条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の2分の1以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第23条 始良市子ども・子育て会議条例（平成26年始良市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、市長が招集する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委

員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(始良市いじめ対策専門委員会条例の一部改正)

第24条 始良市いじめ対策専門委員会条例(平成26年始良市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2年」を「委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末まで」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が定められていない場合は、教育委員会が招集する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の半数以上が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

(始良市公有財産管理委員会条例の一部改正)

第25条 始良市公有財産管理委員会条例(平成27年始良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が定められていない場合は、市長が招集する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(始良市公共施設再配置検討委員会条例の一部改正)

第26条 始良市公共施設再配置検討委員会条例(平成27年始良市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が定められていない場合は、市長が招集する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(始良市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第27条 始良市スポーツ推進審議会条例(平成27年始良市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会長が定められていない場合は、教育委員会が招集する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

- 2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(始良市行政不服審査会条例の一部改正)

第 28 条 始良市行政不服審査会条例（平成 28 年始良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書中「委員の委嘱後、最初の会議は」を「会長が定められていない場合は、」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(書面による審議)

第 7 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 書面による審議における会議は、委員の 2 人以上が当該書面による審議に参加し、意見を述べたことをもって成立したものとみなす。

3 第 1 項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市空家等対策協議会条例の一部改正)

第 29 条 始良市空家等対策協議会条例（平成 28 年始良市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(書面による審議)

第 6 条の 2 前条第 2 項の規定にかかわらず、会長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第 3 項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第 1 項の規定により書面による審議を行ったときには、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(始良市複合新庁舎建設検討委員会条例の一部改正)

第 30 条 始良市複合新庁舎建設検討委員会条例（平成 29 年始良市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が定められていない場合は、市長が招集する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(書面による審議)

第6条の2 前条第2項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第4項の規定にかかわらず、書面による審議における会議の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときには、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条（始良市行政改革推進委員会条例第7条の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 第2条中第16条第1項の改正規定、第3条中第9条第5項の改正規定、第5条中第4条第1項の改正規定、第8条中第4条第1項の改正規定、第17条中第5条第1項の改正規定、第19条中第8条第1項の改正規定、第20条中第4条第1項の改正規定、第21条中第4条第1項の改正規定及び第24条中第4条第1項の改正規定に係る改正後の委員の任期は、この条例の施行後初めて委嘱又は任命される委員から適用し、施行日前から現に委嘱又は任命されている委員の任期は、なお従前の例による。